



平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社サンテック
代表者名 取締役社長 八幡 欣也
(コード番号1960 東証第2部)
問合せ先 執行役員管理部長 船戸 文英
(TEL. 03-3265-6181)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月28日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催予定の第68回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更となりますので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう定款第28条および第36条の規定を変更するものであります。

なお、定款第28条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)

以 上

別紙

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第27条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第28条</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第29条～第35条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第36条</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第37条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第28条</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第29条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第36条</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第37条～第39条 (現行どおり)</p>